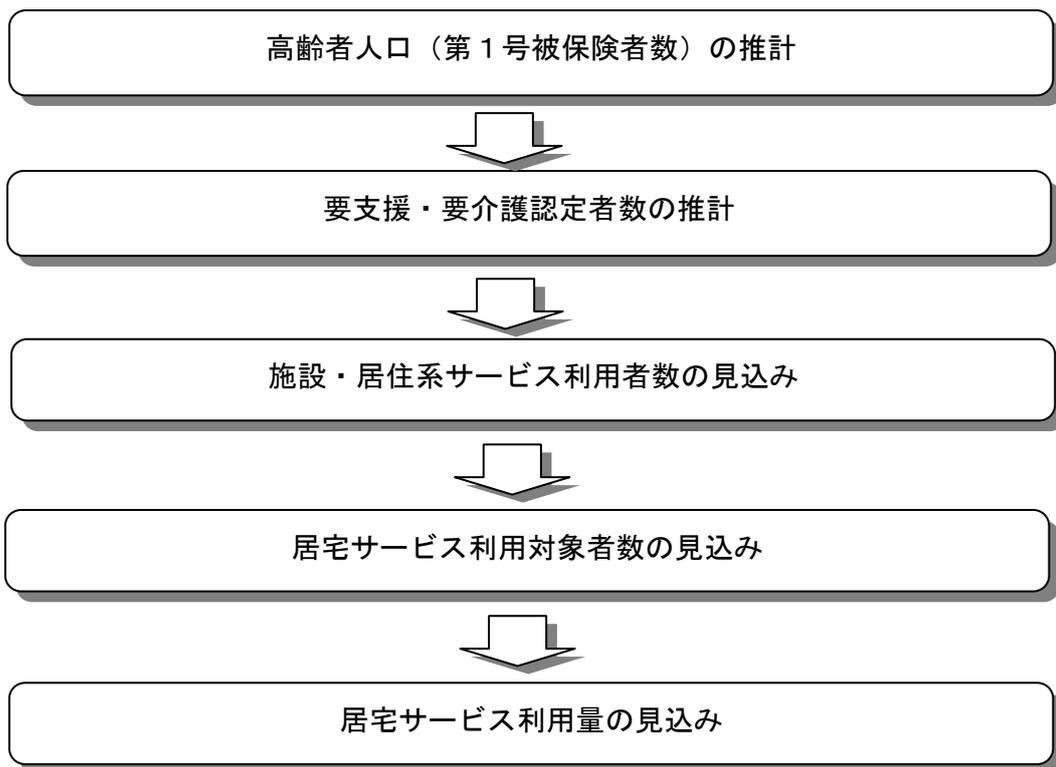


## **第5章 介護サービス量及び事業費の見込み**

## 1 介護サービス量及び事業費の見込みの算出手順

介護サービス量及び事業費の見込みは、市町村のこれまでの要支援・要介護認定者の出現率や介護サービスの利用状況，市民のニーズ等を基に，次の手順で見込むことになっています。

### (1) 介護サービス量の見込みの算出手順



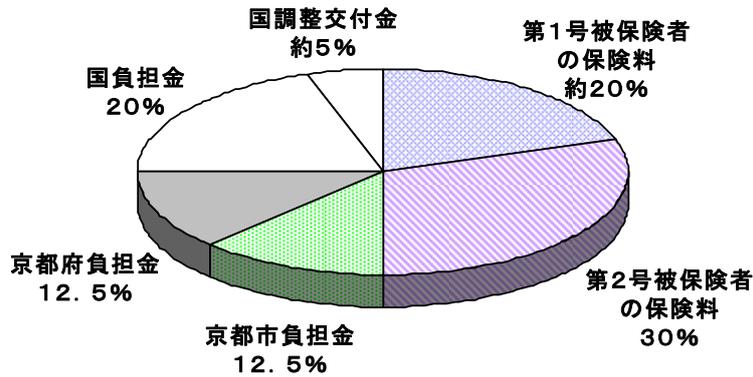
### (2) 事業費の見込みの算出手順

介護サービス量に，サービスごとの1回（1日）当たりの給付費を乗じて，各年度の保険給付費を算出します。

また，財政安定化基金（保険者に財政上赤字が生じた場合に交付又は貸付を行うため都道府県が設置する基金）への拠出金及び借入に係る償還金や，国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加算することとなります。

なお，保険給付費のうち20%が第1号被保険者の負担となりますが，第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が変わることから，第1号被保険者の保険料の負担割合は変動します。

【保険給付費の負担割合】



※第2号被保険者の保険料の算定方法は、加入する医療保険制度により異なる。

※施設サービス（都道府県が指定権限を有する特定施設を含む）に係る保険給付費の負担割合は、国負担金15%、京都府負担金17.5%となる。

## 2 介護サービス量の見込み

### (1) 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

平成26年度までの各年度における高齢者人口（第1号被保険者数）について、平成15年から20年の住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）の推移から推計しました。

この推計によると、65歳以上人口は、平成25年度までは毎年度7,600人程度ずつ増加し、平成26年度には約36万人となります。また、平成26年度の高齢化率は、25.7%となり、4人に1人が高齢者という状況になる見込みです。

■高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

	21年度	22年度	23年度	26年度
総人口	1,425,921	1,421,553	1,417,185	1,401,023
40～64歳	464,723	464,685	464,647	463,047
65歳以上(第1号被保険者)	325,429	332,998	340,567	359,734
65～74歳	174,670	177,198	179,726	184,147
75歳以上	150,759	155,800	160,841	175,587
75歳以上比率	46.3%	46.8%	47.2%	48.8%
高齢化率	22.8%	23.4%	24.0%	25.7%

※ 住民基本台帳等の人口から推計しているため、第3章の数値と一致しない。

## (2) 要支援・要介護認定者数の推計

平成26年度までの各年度における要支援・要介護認定者について、高齢者人口の推計値と第3期の要支援・要介護認定者の出現率、介護予防の効果見込み等から推計しました。

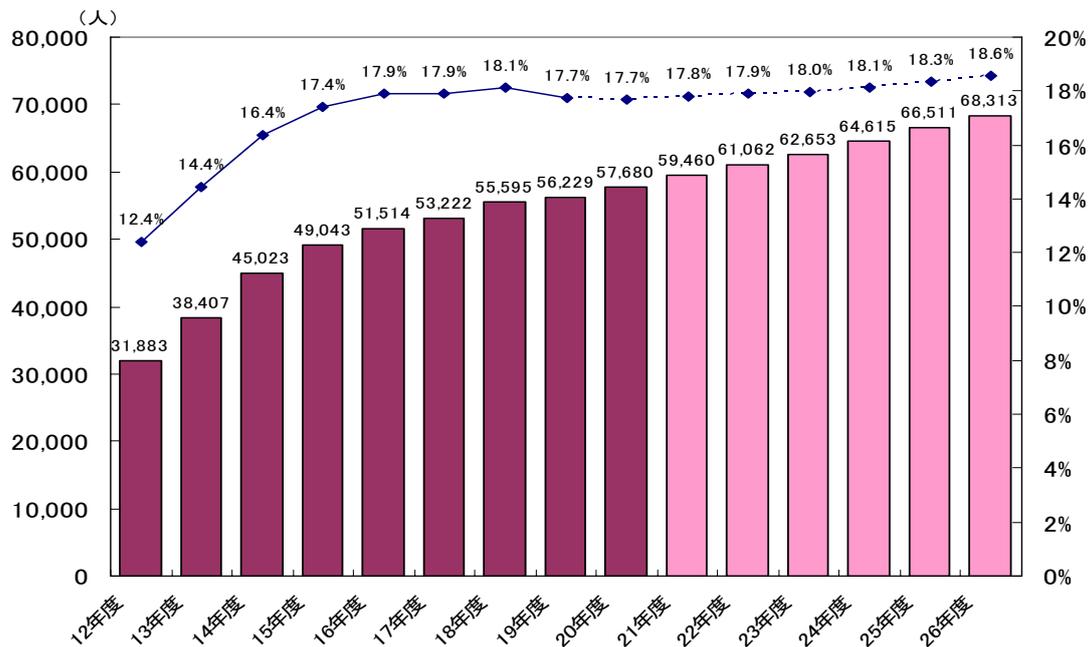
推計に当たっては、「要支援・要介護度（7区分）」、「5歳ごとの年齢区分（5区分）」、「性別（2区分）」の70グループに分け、高齢者人口（第1号被保険者数）に占める要支援・要介護認定者の割合（出現率）の傾向を踏まえるなど、年度ごとの要介護度別・年齢階層別・性別の認定者数といった詳細な推計を行っています。

その結果、要支援・要介護認定者数は、平成22年度において6万人を超え、平成26年度には6万8千人を超える見込みです。

### ■ 要支援・要介護認定者数及び出現率

	21年度	22年度	23年度	26年度
要支援1	4,423	4,585	4,792	5,525
要支援2	10,178	11,142	12,191	13,982
小計	14,601	15,727	16,983	19,507
要介護1	7,964	7,359	6,739	7,811
要介護2	12,790	13,138	13,408	13,241
要介護3	9,925	10,291	10,628	11,445
要介護4	8,133	8,444	8,759	9,596
要介護5	6,047	6,103	6,136	6,713
小計	44,859	45,335	45,670	48,806
合計	59,460	61,062	62,653	68,313
うち 第1号被保険者	58,002	59,604	61,195	66,860
出現率	17.8%	17.9%	18.0%	18.6%

※出現率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合



### (3) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

平成26年度における介護保険施設・居住系サービスの利用者数については、施設・居住系サービスの利用対象者として想定される要介護度（例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5）の認定者数に対する割合が、第3期プランと概ね同水準になるように推計しました。

また、平成24年3月末で廃止される介護療養病床については、京都府地域ケア確保推進指針において示された病床数の割合で、介護療養型老人保健施設等に転換するものとして、利用者数を見込みました。

#### 【京都府地域ケア確保推進指針による療養病床の今後の見通し】

<平成19年4月1日>

医療療養病床 2,647床 (市内：1,414床)
介護療養病床 3,822床 (市内：2,961床)
<b>療養病床の計 6,469床 (市内：4,375床)</b>



<平成24年度末>

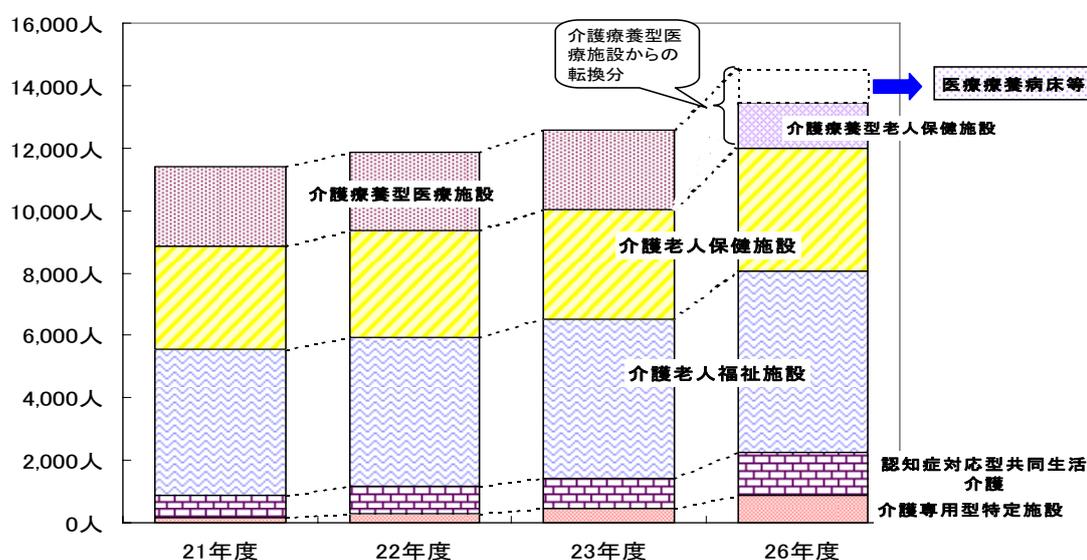
医療療養病床	約3,660床	56.66%
回復期リハビリテーション病床(転換分)	約100床	1.55%
介護療養型老人保健施設	約2,400床	37.15%
一般病床(転換分)	約300床	4.64%
<b>合計</b>	<b>約6,500床</b>	<b>100.00%</b>

この結果、介護保険施設・介護専用居住系サービスの利用者数は13,450人、介護専用型以外の居住系サービスの利用者数は1,227人、合計で14,677人となる見込みです。これは、高齢者人口の約4.08%に相当し、高齢者人口に対する割合についても概ね第3期プランと同水準となっています。

また、要介護2以上の認定者数に対する介護保険施設・介護専用居住系サービスの利用者数の割合は37%以下にするという国の指針については、本市では32.81%となっており、国指針に則ったものとなっています。

### ■介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数

	21年度	22年度	23年度	26年度
介護保険施設及び介護専用居住系サービス利用者数	11,393	11,879	12,569	13,450
要介護2～5に占める割合	30.88%	31.28%	32.29%	32.81%
介護保険施設利用者数	10,508	10,726	11,156	11,199
介護老人福祉施設	4,670	4,796	5,099	5,828
(うち地域密着型介護老人福祉施設)	(102)	(158)	(242)	(500)
介護老人保健施設	3,298	3,390	3,517	3,915
介護療養型老人保健施設	0	0	0	1,456
介護療養型医療施設	2,540	2,540	2,540	0
高齢者人口に占める割合	3.23%	3.22%	3.28%	3.11%
介護専用居住系サービス利用者数	885	1,153	1,413	2,251
認知症対応型共同生活介護	723	844	966	1,387
介護専用型特定施設	162	309	447	864
(うち地域密着型介護専用型特定施設)	(76)	(109)	(135)	(214)
高齢者人口に占める割合	0.27%	0.35%	0.41%	0.63%



■介護専用型以外の居住系サービスの利用者数

	21年度	22年度	23年度	26年度
特定施設入居者生活介護(混合型)利用者数	857	947	1,022	1,227
高齢者人口に占める割合	0.26%	0.28%	0.30%	0.34%

※特定施設入居者生活介護（混合型）とは、自立者も入居可能な有料老人ホーム等をいう。

なお、必要なサービス量を確保できるよう、市外の施設等を利用される本市被保険者の割合や、他市町村の被保険者による本市の施設等の利用割合、稼働率を勘案して、次のとおり整備等目標数を設定します。

※整備等目標数とは、介護保険法における必要利用定員数のことである。

■介護保険施設・居住系サービスの整備等目標数

【介護保険施設の整備等目標数】

(人分)

	21年度	22年度	23年度	26年度
介護老人福祉施設	4,585	4,664	4,931	5,518
(うち地域密着型介護老人福祉施設)	(107)	(165)	(252)	(513)
介護老人保健施設	3,603	3,661	3,761	4,079
介護療養型老人保健施設	0	0	0	1,625
介護療養型医療施設	2,935	2,935	2,935	0

【介護専用居住系サービスの整備等目標数】

(人分)

	21年度	22年度	23年度	26年度
認知症対応型共同生活介護	703	847	991	1,423
介護専用型特定施設	181	342	495	953
(うち地域密着型介護専用型特定施設)	(85)	(122)	(151)	(238)

【介護専用型以外の居住系サービスの整備等目標数】

(人分)

	21年度	22年度	23年度	26年度
混合型特定施設	1,261	1,441	1,566	1,824

※ 特定施設入居者生活介護（混合型）の指定を受けているケアハウス等の定員の合計

【参考：ケアハウスの整備等目標数】

(人分)

	21年度	22年度	23年度	26年度
ケアハウス	617	617	742	1,000

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないケアハウスの定員を含む。

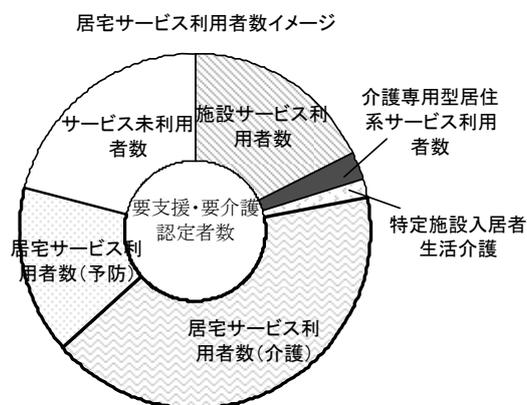
【平成26年度における日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護の整備等目標数】

(人分)

区・支所	圏域	(元)学区	整備等 目標数	区・支所	圏域	(元)学区	整備等 目標数
北区	北①	小野郷, 中川, 鷹峯, 金閣	18	南区	南①	山王, 九条弘道, 九条, 九条塔南, 梅逕, 東梅逕	18
	北②	衣笠, 大將軍	18		南②	祥栄, 久世	18
	北③	大宮, 紫竹, 待鳳	32		南③	東和, 陶化, 上鳥羽	18
	北④	鳳徳, 紫明, 出雲路	17		南④	南大内, 唐橋	18
	北⑤	雲ヶ畑, 柵野, 上賀茂, 元町	16		南⑤	吉祥院, 祥豊	18
	北⑥	楽只, 柏野, 紫野	18	右京区	右京①	嵯峨, 広沢, 水尾, 宕陰	27
上京区	上京①	乾隆, 嘉楽, 翔鸞, 正親	18		右京②	高雄, 宇多野	18
	上京②	京極, 待賢, 小川, 滋野, 中立, 春日	18		右京③	御室, 花園	18
	上京③	出水, 仁和	27		右京④	嵯峨野, 嵐山	18
	上京④	成逸, 室町, 聚楽, 桃藪, 西陣	18		右京⑤	北梅津, 梅津	18
左京区	左京①	久多, 大原	18		右京⑥	常磐野	18
	左京②	松ヶ崎, 上高野, 八瀬	18		右京⑦	南太秦, 太秦	27
	左京③	新洞, 川東, 聖護院, 岡崎, 吉田	18		右京⑧	安井, 山ノ内	18
	左京④	花脊, 広河原	9		右京⑨	西院第一, 西院第二	18
	左京⑤	静市, 鞍馬	18		右京⑩	京北第一, 京北第二, 京北第三	18
	左京⑥	下鴨, 葵	18		右京⑪	西京極, 西京極西, 葛野	18
	左京⑦	岩倉	18	西京区	西京①	松陽, 松尾, 嵐山東	34
	左京⑧	修学院第一, 修学院第二	18		西京②	桂徳, 桂東, 川岡東, 川岡	18
	左京⑨	北白川, 錦林東山, 浄楽	16		西京③	桂, 桂川	18
	左京⑩	養正, 養徳	18		西京④	樫原	16
中京区	中京①	教業, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第六	18	洛西支所	洛西①	大枝, 桂坂, 福西, 新林	18
	中京②	朱雀第四, 朱雀第五, 朱雀第八	18		洛西②	大原野, 境谷, 竹の里	18
	中京③	城巽, 本能, 乾	18	伏見区	伏見①	板橋, 下鳥羽	18
	中京④	朱雀第三, 朱雀第七	18		伏見②	南浜	18
	中京⑤	富有, 柳池, 銅駝, 生祥, 立誠	18		伏見③	久我, 久我の杜, 羽束師, 横大路	15
	中京⑥	竹間, 初音, 日彰, 梅屋, 龍池, 明倫	18		伏見④	向島, 向島藤ノ木	18
東山区	東山①	一橋, 月輪, 今熊野	18		伏見⑤	向島南, 向島二ノ丸, 向島二ノ丸北	18
	東山②	六原, 清水, 貞教, 修道	18		伏見⑥	竹田, 住吉	18
	東山③	有濟, 栗田, 新道, 弥栄	18		伏見⑦	納所, 淀, 美豆	18
山科区	山科①	音羽, 大塚, 音羽川	18		伏見⑧	桃山, 桃山東, 桃山南	18
	山科②	西野, 山階, 安朱	18	深草支所	深草①	稲荷, 砂川	18
	山科③	山階南, 百々, 勸修	27		深草②	藤城, 藤ノ森	18
	山科④	小野, 大宅	18		深草③	深草	18
	山科⑤	鏡山, 陵ヶ岡	18	醍醐支所	醍醐①	小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	18
下京区	下京①	大内, 七条, 西大路	17		醍醐②	日野, 春日野	18
	下京②	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕	18		醍醐③	北西醍醐, 西醍醐	18
	下京③	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁	18		醍醐④	醍醐, 池田, 池田東	27
	下京④	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳	18				
	下京⑤	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三	18				
全市合計							1,423

#### (4) 居宅サービス利用量の見込み

居宅サービス利用者数については、要支援・要介護認定者数から、施設・居住系サービス利用者数（施設サービス利用者数，介護専用居住系サービス利用者数及び特定施設入居者生活介護（混合型）の利用者数），サービス未利用者数を差し引いて算定しています。



#### ■ 居宅サービスの利用者数

	21年度	22年度	23年度
要支援・要介護認定者数	59,460	61,062	62,653
施設・居住系サービス利用者数	12,250	12,826	13,591
サービス未利用者数	13,019	13,132	13,193
居宅サービス利用者数	34,191	35,104	35,869
介護給付	25,351	25,482	25,366
予防給付	8,840	9,622	10,503

各居宅サービスの利用量については、居宅サービス利用者数の増加に比例して増加するものとして、また、各サービスの利用率及び1人当たりの利用回数等の実績を考慮して見込みました。

■居宅サービスの利用量

		21年度	22年度	23年度
介 護 給 付	訪問介護	2,639,069 回	2,674,070 回	2,676,728 回
	訪問入浴介護	42,171 回	42,991 回	42,936 回
	訪問看護	269,288 回	273,696 回	274,271 回
	訪問リハビリテーション	45,944 回	47,024 回	47,527 回
	居宅療養管理指導	49,134 人	49,387 人	49,162 人
	通所介護	985,003 回	994,527 回	994,208 回
	通所リハビリテーション	426,000 回	431,773 回	433,224 回
	短期入所生活・療養介護	371,216 日	382,501 日	388,779 日
	福祉用具貸与	164,086 人	167,828 人	169,618 人
	特定福祉用具販売	6,278 人	6,344 人	6,391 人
	夜間対応型訪問介護	4,032 人	5,940 人	8,904 人
	認知症対応型通所介護	54,871 回	56,325 回	57,084 回
	小規模多機能型居宅介護	3,098 人	4,753 人	6,131 人
	住宅改修	4,669 人	4,718 人	4,753 人
	居宅介護支援	304,212 人	305,782 人	304,387 人
予 防 給 付	介護予防訪問介護	74,319 人	80,787 人	88,082 人
	介護予防訪問看護	9,738 回	10,721 回	11,815 回
	介護予防訪問リハビリテーション	3,017 回	3,325 回	3,668 回
	介護予防居宅療養管理指導	2,863 人	3,117 人	3,402 人
	介護予防通所介護	24,425 人	26,656 人	29,161 人
	介護予防通所リハビリテーション	7,777 人	8,509 人	9,328 人
	介護予防短期入所生活・療養介護	3,322 日	3,670 日	4,126 日
	介護予防福祉用具貸与	16,213 人	17,764 人	19,497 人
	特定介護予防福祉用具販売	2,280 人	2,455 人	2,652 人
	介護予防認知症対応型通所介護	39 回	40 回	42 回
	介護予防小規模多機能型居宅介護	92 人	141 人	182 人
	住宅改修	2,483 人	2,674 人	2,888 人
	介護予防支援	106,076 人	115,464 人	126,036 人

注：いずれも1年間の利用

※ 介護予防訪問入浴介護については、利用実績がなく、第4期プランにおいても利用量は見込まない。

### 3 保険給付費等の事業費の見込み

#### (1) 保険給付費の見込み

各年度の保険給付費については、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービス及びその他のサービス（居宅介護支援等）それぞれについて、1回（1日）当たりの給付費を乗じて算定します。

各サービスの1回（1日）当たりの給付費は、これまでの実績を考慮して算出し、各サービスごとに平成21年4月の介護報酬の改定を踏まえて見込んでいます。

#### ①施設サービス給付費の見込み (千円)

	21年度	22年度	23年度
介護老人福祉施設	14,222,344	14,440,421	15,122,020
介護老人保健施設	11,032,520	11,340,008	11,765,411
介護療養型医療施設	11,828,992	11,828,992	11,828,992
計	37,083,856	37,609,421	38,716,423

※四捨五入のため合計が一致しないことがある。(以下同様)

#### ②居宅サービス給付費の見込み

##### ■予防給付 (千円)

	21年度	22年度	23年度
訪問介護	1,375,527	1,499,060	1,637,977
訪問看護	65,925	72,661	80,149
訪問リハビリテーション	15,456	17,039	18,801
居宅療養管理指導	27,837	30,301	33,075
通所介護	942,563	1,036,133	1,140,430
通所リハビリテーション	342,976	377,775	416,462
短期入所生活介護	17,315	19,145	21,610
短期入所療養介護	4,003	4,432	4,913
特定施設入居者生活介護	114,103	126,457	135,177
福祉用具貸与	100,996	110,861	121,864
計	3,006,702	3,293,864	3,610,457

■介護給付

(千円)

	21年度	22年度	23年度
訪問介護	8,412,069	8,528,369	8,539,260
訪問入浴介護	511,374	521,300	520,615
訪問看護	2,026,730	2,061,684	2,066,952
訪問リハビリテーション	243,597	249,413	252,156
居宅療養管理指導	459,428	461,799	459,691
通所介護	8,505,594	8,625,960	8,655,030
通所リハビリテーション	3,902,284	3,976,071	4,006,972
短期入所生活介護	2,354,193	2,431,917	2,476,832
短期入所療養介護	967,380	993,373	1,005,466
特定施設入居者生活介護	1,991,403	2,450,663	2,878,913
福祉用具貸与	2,503,476	2,571,913	2,606,758
計	31,877,528	32,872,461	33,468,645

③地域密着型サービス給付費の見込み

■予防給付

(千円)

	21年度	22年度	23年度
認知症対応型通所介護	270	277	290
小規模多機能型居宅介護	6,014	9,227	11,901
計	6,283	9,503	12,192

■介護給付

(千円)

	21年度	22年度	23年度
夜間対応型訪問介護	63,123	92,969	139,398
認知症対応型通所介護	626,659	644,166	653,474
小規模多機能型居宅介護	563,881	865,179	1,115,980
認知症対応型共同生活介護	2,276,835	2,657,743	3,041,756
地域密着型特定施設	183,834	262,496	325,412
地域密着型介護老人福祉施設	314,967	487,188	746,350
計	4,029,300	5,009,741	6,022,369

#### ④その他のサービス給付費の見込み

##### ■予防給付

(千円)

	21年度	22年度	23年度
介護予防支援	488,032	531,344	580,115
特定福祉用具販売	41,445	44,641	48,206
住宅改修	209,898	226,085	244,140
計	739,375	802,070	872,462

##### ■介護給付

(千円)

	21年度	22年度	23年度
居宅介護支援	3,838,310	3,871,817	3,865,658
特定福祉用具販売	149,406	150,988	152,107
住宅改修	377,666	381,665	384,493
計	4,365,382	4,404,469	4,402,258

#### ⑤保険給付費の見込み

(千円)

	21年度	22年度	23年度	合計	
施設サービス費	37,083,856	37,609,421	38,716,423	113,409,700	
居宅サービス費	予防給付	3,006,702	3,293,864	3,610,457	9,911,023
	介護給付	31,877,528	32,872,461	33,468,645	98,218,634
地域密着型サービス費	予防給付	6,283	9,503	12,192	27,978
	介護給付	4,029,300	5,009,741	6,022,369	15,061,411
その他のサービス費	予防給付	739,375	802,070	872,462	2,413,907
	介護給付	4,365,382	4,404,469	4,402,258	13,172,109
高額介護サービス費等	5,135,506	5,238,584	5,406,653	15,780,743	
審査支払手数料	139,544	147,013	154,880	441,437	
合計	86,383,476	89,387,127	92,666,339	268,436,942	

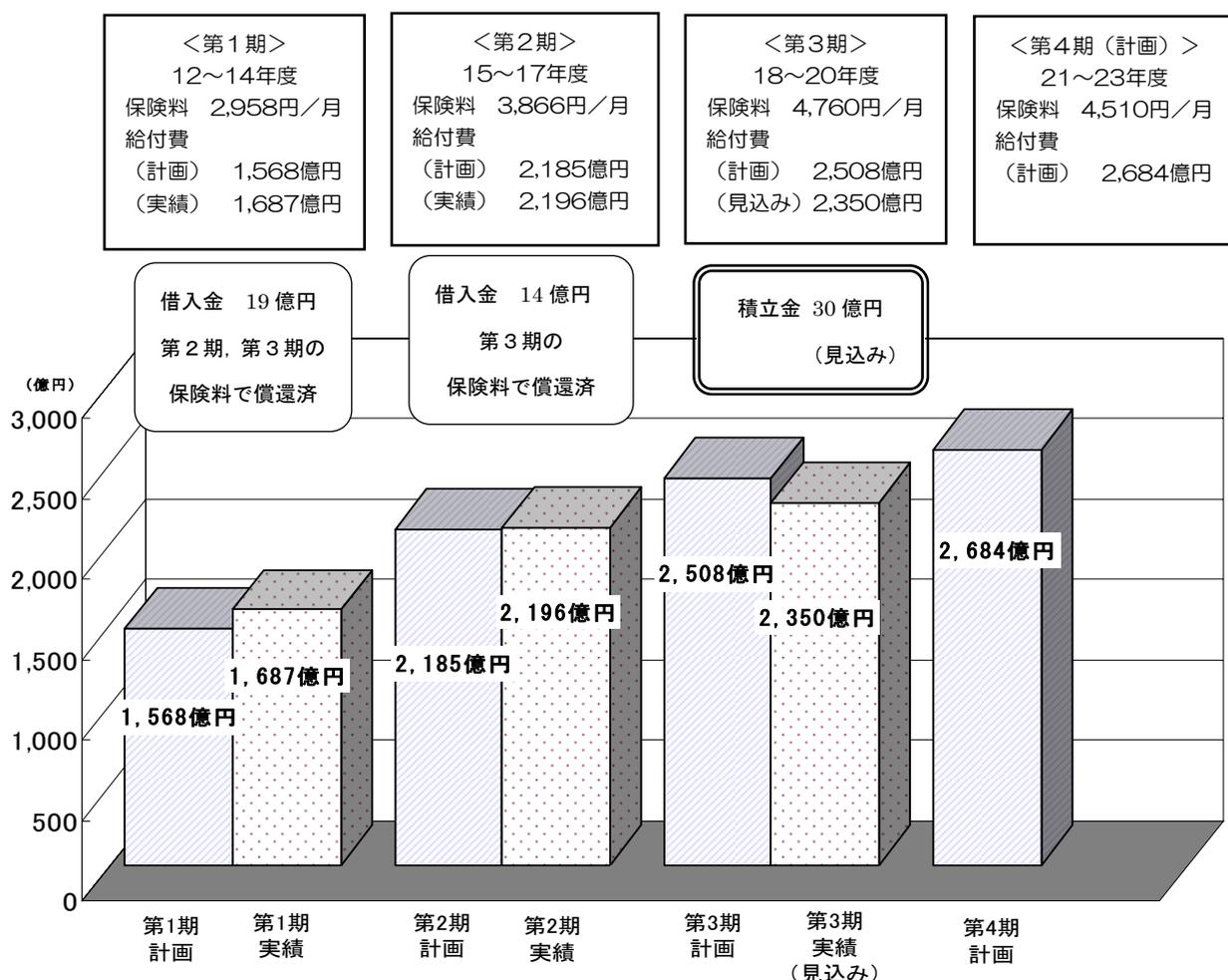
## (2) 財政安定化基金への拠出及び借入

都道府県が設置する財政安定化基金の財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ拠出することとなっています。

また、本市では、第1期事業運営期間（平成12～14年度）、第2期事業運営期間（平成15～17年度）ともに保険財政に赤字が生じたため、第1号被保険者の保険料の不足分を京都府介護保険財政安定化基金等から借りました。この借入金につきましては、第3期事業運営期間（平成18～20年度）までで、すべて償還しました。

## (3) 介護給付費準備基金への積立て

本市では、第3期事業運営期間の各年度において、計画で見込んだサービス量よりもサービス利用実績が下回るため、第1号被保険者の保険料の剰余分を介護給付費準備基金に積み立てています。



## 4 地域支援事業（介護予防事業）の量の見込み

### （１）対象者数

地域支援事業のうち、介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）は、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（平成23年度において高齢者人口の5%程度）を対象とします。

### （２）参加者数

介護予防事業の参加者数は、事業の段階的な達成という観点から、平成21年度において対象者数の10%とし、平成22年度は対象者数の14%、平成23年度は対象者数の18%と設定しました。

	21年度	22年度	23年度
高齢者人口（第1号被保険者）	325,429人	332,998人	340,567人
介護予防事業の対象者数	16,271人	16,649人	17,028人
介護予防事業の参加者数	1,627人	2,330人	3,065人

このほか、一般高齢者を対象とした地域支援事業として、介護予防に関する知識の普及・啓発等を実施します。

事業の取組の成果については、年度ごとに、介護予防事業評価事業を実施します。

## 5 地域支援事業（介護予防事業）の事業費の見込み

### （１）交付金対象となる地域支援事業の上限

第４期事業計画の計画期間において、国の交付金の交付対象となる地域支援事業の事業規模については政令で上限が定められています。

この上限は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、次表の率を乗じた額となっています。

	２１年度	２２年度	２３年度
介護予防事業	２．０％以内	２．０％以内	２．０％以内
包括的支援事業・任意事業	２．０％以内	２．０％以内	２．０％以内
地域支援事業 全体	３．０％以内	３．０％以内	３．０％以内

### （２）事業費の見込み

本市では、政令で定める上限を踏まえ地域支援事業に係る事業費を見込みました。

平成２１年度から２３年度までの介護予防事業に係る事業費は４,００５,９６２千円、地域包括支援事業及び任意事業に係る事業費は３,８６７,５５８千円で、地域支援事業全体では７,８７３,５２０千円となります。

(千円)

	２１年度	２２年度	２３年度	合計
介護予防事業	1,231,765	1,362,132	1,412,065	4,005,962
包括的支援事業・任意事業	1,189,208	1,315,071	1,363,279	3,867,558
地域支援事業 全体	2,420,973	2,677,203	2,775,344	7,873,520

### （３）財源構成

財源構成については、介護予防事業は介護給付費の財源構成と同じですが、包括的支援事業及び任意事業については公費（国，都道府県，市町村）と第１号被保険者の保険料で構成されます。

(%)

	国	都道府県	市町村	１号保険料	２号保険料
介護予防事業	25.0	12.5	12.5	20.0	30.0
包括的支援事業・任意事業	40.0	20.0	20.0	20.0	—

## 【参考：第1号被保険者の保険料】

### (1) 保険料基準額の算出

第1号被保険者の保険料基準額は、以下の方法により算出します。

$$\left( \begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 20\%^{*1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 20\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金}^{*2} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）からの取崩額} \\ - \text{介護従事者処遇改善臨時特例交付金} \end{array} \right) \begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \div \text{割合で補正した} \\ \div \text{12月} \\ \text{被保険者数} \end{array}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では20%となります。

※2 第4期は、京都府財政安定化基金への拠出金は0円。

### (2) 介護給付費準備基金（積立金）からの取崩し

第3期事業運営期間に積み立てた介護給付費準備基金（積立金）を取り崩し、第4期の保険料に充当することにより、第1号被保険者の保険料を引き下げます。

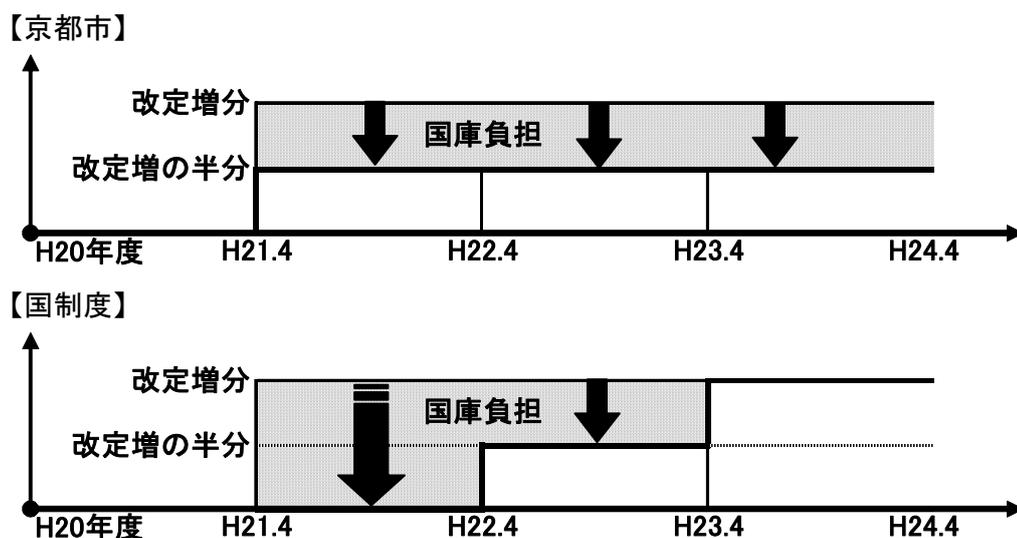
### (3) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料軽減

介護従事者の処遇改善を図るために介護報酬を3%引き上げることに伴う第4期の保険料の急激な上昇を抑制するため、国において介護従事者処遇改善臨時特例交付金が財政措置されます。

国の指針では、平成21年度は改定による上昇分の全額、22年度は改定による上昇分の半額分の交付金を段階的に介護保険特別会計に繰り入れることを原則としていますが、市町村の判断により、この交付金を第4期事業運営期間（平成21～23年度）の3年間にわたって繰り入れることも可能とされました。

このことに伴い、主に年金により生活をされている高齢者の生活実態を踏まえ、保険料が段階的に上昇することを避けるため、本市においては保険料を3年間同額にします。

## (保険料上昇抑制のイメージ)



### (4) 保険料段階区分及び保険料率の設定

保険料段階区分及び保険料率については、基本的には現行の9段階を継続し、更に被保険者の負担能力に応じ、よりきめ細かな設定を行います。

#### ① 第4段階の保険料軽減<新規>

第4段階に区分されている被保険者のうち、本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額が80万円以下である低所得の方については、第4段階の本来の保険料よりも低い保険料率を設定し、低所得者層の保険料負担の軽減を図ります。

本来の保険料率	軽減後の保険料率
基準額 × 1.0	基準額 × <u>0.9</u>

#### ② 課税層の多段階設定<継続>

第3期から実施している課税層（第5段階以上）の多段階化については、第4期においても引き続き第3期と同水準の設定を行います。

具体的には、課税層のうち所得の低い方については、標準料率（1.25）より低い保険料率（1.1）とすることにより負担の軽減を図るとともに、課税層のうち一定以上の所得を有する方については、標準料率（1.5）より高い保険料率（1.75及び2.0）とすることにより、保険料基準額を引き下げます。

国標準モデル	本市の多段階設定
第5段階（基準額 × 1.25）	<u>第5段階</u> （基準額 × <u>1.1</u> ） 第6段階（基準額 × 1.25）
第6段階（基準額 × 1.5）	第7段階（基準額 × 1.5） <u>第8段階</u> （基準額 × <u>1.75</u> ） <u>第9段階</u> （基準額 × <u>2.0</u> ）

以上の結果、第4期事業運営期間（平成21～23年度）の保険料基準額は1箇月当たり4,510円となります。また、所得段階区分別の保険料は、次のとおりとなります。

所得段階区分		保険料率	平成21年度～23年度の保険料年額（月額）		
第1段階	○本人が生活保護を受給している場合 ○本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合	基準額×0.5	27,060円 (2,255円)		
第2段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合				
第3段階	税の場合（本人が単身の場合を含む）	基準額×0.75	40,590円 (3,383円)		
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	基準額×0.9	48,708円 (4,059円)		
	○本人が市民税（減免前）課税の場合	基準額	54,120円 (4,510円)		
第5段階	○本人が市民税（減免前）課税の場合	前年の合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	59,532円 (4,961円)
第6段階			200万円未満	基準額×1.25	67,650円 (5,638円)
第7段階			400万円未満	基準額×1.5	81,180円 (6,765円)
第8段階			700万円未満	基準額×1.75	94,710円 (7,893円)
第9段階			700万円以上	基準額×2.0	108,240円 (9,020円)

## 【参考：地域支援事業等の実施内容】

### (1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から始まった事業で、それ以前に実施していた老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等を再編したものです。

事業内容には大別して、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業があります。

### (2) 本市で実施する施策・事業

※各施策・事業の概要は「第4章 重点課題ごとの取組方針と施策・事業の実施」を参照

#### ① 介護予防事業

##### ア 介護予防特定高齢者施策

要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（特定高齢者）が、要支援・要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とした事業。

##### ★特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、全ての第1号被保険者を対象に、本人、家族からの相談や地域の役員、主治医等との連携により特定高齢者候補者を広く把握し、生活機能低下の有無等を医学的に判断する生活機能評価の実施により、適切な介護予防サービス(地域支援事業)に繋げる事業。

生活機能評価

本市実施事業

##### ★通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う事業。

地域介護予防推進事業, 健康増進施設利用型いきいき筋力トレーニング教室, シニア栄養相談, 口腔機能向上教室

本市実施事業

### ★訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者であって、心身の状況により通所形態による事業への参加が困難な方を対象に、保健師等がその方の居宅を訪問し、生活機能等に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業。

本市実施事業

訪問型介護予防事業（地域介護予防推進事業）

### ★介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る事業。

本市実施事業

介護予防評価事業

### イ 介護予防一般高齢者施策

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指して、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業。

### ★介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、講演会や相談会等の開催やパンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防ファイルの交付等を行う事業。

本市実施事業

地域介護予防推進事業，口腔機能相談，すこやか栄養教室，栄養と運動の教室，高齢者筋力トレーニング普及推進事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業。

本市実施事業

健康すこやか学級，高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座，地域介護予防推進事業，すこやか講座（在宅高齢者機能回復訓練事業）

## ★介護予防一般高齢者施策評価事業

介護予防一般高齢者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る事業。

本市実施事業

介護予防評価事業【再掲】

## ② 包括的支援事業

### ア 介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況等に  
応じて、自主的な選択に基づき、適切な介護予防事業等が包括的かつ効率的に  
実施されるよう必要な援助を行う事業。概ね次のようなプロセスにより実施する。

- ①課題分析（アセスメント）と目標設定
- ②介護予防プランの作成
- ③モニタリングの実施
- ④介護予防ケアプランの見直し、評価

※ 地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、介護報酬  
を財源として、予防給付に関するケアマネジメント業務も併せて実施する。

### イ 総合相談支援事業

地域の高齢者の心身の状況や生活の実態、必要なサービスや支援等に関する  
情報を幅広く把握するとともに、様々な相談内容に応じて、地域における適切  
な保健・医療・福祉と連携を図ることで、地域の高齢者の総合的な支援を行う  
事業。

### ウ 権利擁護事業

困難な状況にある高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を  
続けられるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のため必要な支援を行う  
とともに、虐待の早期発見・予防するためのネットワークの構築等を行う事業。

### エ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医、介護支援専門員等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を  
通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とする。地域の介護支援  
専門員等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等  
日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導  
助言等、医療機関を含む関係施設やボランティア等様々な地域における社会資源  
との連携・協力体制の整備等包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業。

本市実施事業

ア～エを合わせて

地域包括支援センター運営事業，地域包括支援センター運営協議会等事業，高齢者虐待防止事業，認知症高齢者等権利擁護事業（長寿すこやかセンター事業）

③ 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

真に必要なサービスとは認められない不要なサービスが提供されていないかの検証，制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供，連絡協議会の開催等により，利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに，介護給付費の適正化を図るための事業。

本市実施事業

【地域支援事業以外】

介護給付費適正化事業（住宅改修費支給に係る実地調査，介護保険給付費明細通知等）

イ 家族介護支援事業

★家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し，適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業。

本市実施事業

高齢者介護相談事業（認知症の介護入門講座）

★認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため，認知症に関する広報・啓発活動，徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用，認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う事業。

本市実施事業

徘徊高齢者あんしんサービス事業

★家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。

本市実施事業

家族介護用品給付事業，高齢者介護相談事業，短期入所生活介護緊急利用者援護事業

## ウ その他事業

### ★成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業。

認知症高齢者等権利擁護推進事業

本市実施事業

### ★福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に係る相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行う等の経費を助成する事業。

【地域支援事業以外】

福祉用具展示コーナー運営事業

本市実施事業

### ★地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進等を行う事業。

東九条シルバーハウジング生活援助員派遣事業、介護相談員派遣事業、高齢者仲間づくり推進事業、老人福祉センター運営事業、すこやか生活支援 介護予防事業、知恵シルバーセンター（仮称）運営事業、老人福祉員設置事業、一人暮らしお年寄りサポーター養成事業

【地域支援事業以外】

配食サービス助成事業

本市実施事業